

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のご案内

目次	ページ	注意事項
事業主の皆様へ	(1)	納入書が同封されていない特別徴収義務者の方は、6ページまたは8ページをご覧ください。
特別徴収事務取扱要領	(2)	
納入書の使用方法(税額訂正する場合など)	(3)	ダウンロードサービス 以下の各種用紙は、市のホームページからダウンロードし、印刷ができます。
銀行納入サービスをご利用中の場合	(6)	
eLTAX(エルタックス)のご案内	(7)	
共通納税システムについて	(8)	
市民税・県民税・森林環境税の計算方法	(9)	異動届出書 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 普通徴収から特別徴収への切替依頼書 住所誤報届出書 退職所得に係る納入申告書(個人事業主用)
納税者に異動(退職・転職など)があった場合の届出について	(10)	
一括徴収制度について	(11)	アドレス http://www.city.takarazuka.hyogo.jp
異動届出書の書き方	(12)	
異動届出書	(15)	
特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書	(17)	
普通徴収から特別徴収への切替依頼書	(18)	
住所誤報届	(19)	
退職所得に対する特別徴収について	(20)	
退職所得に係る納入申告書(個人事業主用)	(22)	
納期の特例に関する承認申請書	(23)	
ゆうちょ銀行(郵便局)への指定通知書	(24)	

連絡先 宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 電話：(0797)77-2057(直通)

令和6年

特別徴収義務者 様

宝塚市長

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

平素は、本市特別徴収事務につきまして格別のご配慮ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり各給与所得者の令和6年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額を通知いたしますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

(1)特別徴収税額通知書 ※電子通知を希望している場合は同封していません。

- 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用) (緑色) ……特別徴収義務者において保管してください。
- 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書(納税義務者用) (青色) ……各納税義務者へお渡しください。

(2)納入書 ※送付不要を希望している場合は白紙の納入書1枚を同封しています。

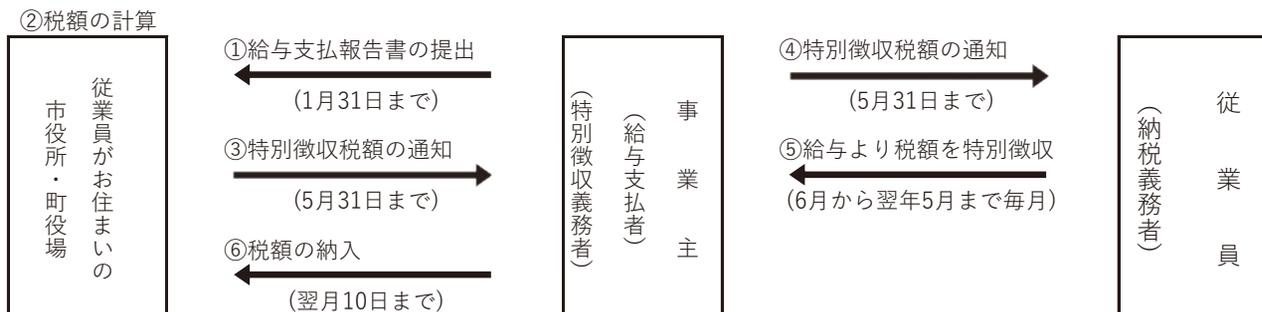
兵庫県と県内
すべての市町
からのお知らせ
です。

兵庫県と県内すべての市町は、平成30年度から個人
市民税・県民税の特別徴収を徹底しています。

事業主の皆様へ

- 事業主(給与支払者)の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に毎月支払う給与から市民税・県民税を引き去り、従業員に代わり市町に納めることが法律で義務づけられています。

特別徴収の方法による納税のしくみ



- 従業員が常時10人未満(臨時・パート含)の場合は、市町長の承認を受け、納期を年2回にすることができます。(申請書については23ページをご覧ください。)
- 既に退職された方や給与支払不定期等により特別徴収できない方がいる場合は、速やかに「異動届出書」をご提出ください。(異動届出書については10~16ページをご覧ください。)

特別徴収事務取扱要領

1.特別徴収による納税者

市民税・県民税の賦課期日(令和6年1月1日)現在宝塚市内に居住し、前年中に給与の支払を受けた者で、かつ今年の4月1日現在給与の支払を受けている者

2.特別徴収義務者

令和6年4月1日現在給与の支払をしているもののうち、所得税法第183条第1項の規定による源泉徴収義務者

3.特別徴収税額の納入について

特別徴収税額通知書に記載された月割額を、令和6年6月から翌年5月まで(計12回)毎月給与が支払われる際に徴収し、翌月10日(土・日・祝の場合はその次の平日)までに別紙納入書により下記の金融機関等で納入してください。

4.納入書による納入場所

次の金融機関に納入してください。

- | | | | |
|-----------|-------------|-------------|---------|
| ・池田泉州銀行 | ・三井住友銀行 | ・関西みらい銀行 | ・りそな銀行 |
| ・みなと銀行 | ・但馬銀行 | ・徳島大正銀行 | |
| ・尼崎信用金庫 | ・播州信用金庫 | ・兵庫六甲農業協同組合 | ・近畿労働金庫 |
| ・近畿産業信用組合 | ・兵庫ひまわり信用組合 | | |

以上の本・支店(順不同)

- 〔注〕 上記以外の金融機関では、手数料を徴収される場合がありますので、上記金融機関の本・支店がお近くにない場合は、最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)で納入してください。
なお、新たに*近畿2府4県外のゆうちょ銀行(郵便局)を利用される場合は、そのゆうちょ銀行(郵便局)を宝塚市の市民税・県民税・森林環境税取扱局(店)として指定する必要がありますので、24ページの「指定通知書」を納入するゆうちょ銀行(郵便局)の窓口でお渡しいただきますようお願いいたします。
*大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県を指します。

5.納入書的使用方法

当市の特別徴収納入書は、OCR(光学文字読取装置)により処理するため、次の点に留意のうえ、納入してください。

(1)令和6年6月(令和6年度当初課税分)から税額の変更がない場合

税額が既に印字されていますので、税額の記入は必要ありません。そのまま納入してください。

(2)年度途中で税額の変更があった場合

既に印字してある税額では納入することができませんので、お手数ですが、下記の要領で税額を訂正のうえ、納入してください。

訂 正 例

◎納入書訂正方法(納入書・納入済通知書についても同様の方法をお願いいたします)

兵庫県 宝塚市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領 収 証 書 ㊦								
市区町村コード		口座番号		加入者名								
2 8 2 1 4 6		01170-0-960044番		宝塚市会計管理者								
年 月 分		指 定 番 号		納入金額(1) 円								
				789000								
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入 金 額	給与分(一括徴収分を含む)	1	2	3	4	0	0			
			退職所得分									
			延滞金									
			督促手数料									
納期限	年 月 日	(2)	合計額	8	8	8	1	2	3	4	0	0
(特別徴収義務者) 〒		住所 又は 所在地		領 収 日 付 印								
氏 名 又は 名 称		様										
上記のとおり領収しました。				(納入者保管)								

①「納入金額(1)」欄の金額を横線で抹消してください。

②「給与分(一括徴収分を含む)」欄と「合計額」欄に、変更後の金額を記入してください。

●¥記号を記入しないでください。

●数字は所定の枠からはみ出さないように注意してください。

●黒のボールペンで記入してください。

(3)その他注意事項

- 納入済通知書は光学機械で読み取りますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- 納入書綴りの後ろ2枚は予備の納入書です。予備の納入書を利用される場合は、「年」欄・「月」欄も必ず記入してください。
- 納入書は、年度途中で税額の変更があった場合でも、税額を訂正のうえ、ご利用ください。変更後の税額に基づく納入書をあらためて送付することはありません。
- 納入書の再発行等に関する事項については、市税収納課納税管理担当(TEL:0797-77-2052 直通)までお問い合わせください。

6.私製納入書を利用される場合について

当市から送付しております納入書とは別に、私製納入書等を利用される場合、当市から送付しております納入書に記載されている「指定番号」をそのままお使いいただくようお願いします。

なお、詳しくは、市税収納課納税管理担当(TEL:0797-77-2052 直通)までお問い合わせください。

7.特別徴収税額決定・変更通知書の記載事項に不服がある場合について

特別徴収税額決定・変更通知書に記載された事項について不服がある場合は、納税義務者がその通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴え（特別徴収税額の決定の取消しを求める訴え）は、前記審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として(被告代表者は市長となります)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことについて正当な理由があるときは、裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

8.徴税吏員の質問について（地方税法298条）

徴税吏員は、市民税の賦課徴収に関する調査に必要である場合、納税義務者および特別徴収義務者に質問することができ、その事業に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査することができます。

9.特別徴収税額を滞納した場合

特別徴収の方法によって徴収した特別徴収税額を特別徴収義務者が納期限(翌月10日)までに納入しなかった場合には、延滞金を下記の計算式により加算して、徴収することになっています。

なお、特別徴収義務者が督促状を受け、かつその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その対象となる税額を納入しないときは財産の差押等の滞納処分を執行することがあります。

$$\text{延滞金} = \text{滞納税額}(\text{※1}) \times \text{延滞日数}(\text{※2}) \times \text{延滞金割合}(\text{※3}) \div 365$$

※1…1,000円未満の端数は切捨てとします。また、総額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てます。

※2…納期限の日の翌日から実際の納付日までを対象とします。

※3…①納期限の日の翌日から1ヶ月を経過するまでの期間分は、延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項の規定により各年財務大臣が告示する平均貸付割合に1%を加算したもの)+1%を延滞金割合とします。(上限7.3%)

②前記①以降の期間においては、延滞金特例基準割合+7.3%を延滞金割合とします。(上限14.6%)

10.特別徴収税額の納期の特例について

特別徴収税額は、原則年間12回の納期に分けて納入していただきますが、給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の事業所で、事前に23ページの「納期の特例に関する承認申請書」を提出し、承認を受けた場合には、年間2回(※)に分けて納入できる「納期の特例」をご利用いただけます。

詳しくは、市民税課特別徴収担当(TEL:0797-77-2057 直通)までお問い合わせください。

※…6月～11月分の納期限が12月10日、12月～翌年5月分の納期限が翌年6月10日となります。

11.銀行納入サービスをご利用中の場合

銀行納入サービスをご利用中の特別徴収義務者の方は、お手数ですが、以下の取扱いをお願いします。

- 月々の納入書はお送りいたしません。白紙の納入書を1枚同封していますので、退職所得税額等の入金時に必要事項をご記入のうえ、ご使用ください(支払者が個人事業主の場合は20・22ページをご参照ください)。
- 納入書が必要になった場合は、市民税課特別徴収担当(TEL:0797-77-2057 直通)までご連絡ください。必要な分の納入書をお送りします。
- 特別徴収指定番号は、同封の税額通知書の下部の中央付近に記載していますので、ご参照ください。
- 市町村コード・口座番号・加入者名は同封の白紙の納入書をご参照ください。(コード等の印字はあります)
- 本年度の納期限については、以下の通りです。

6月分:7/10	7月分:8/13	8月分:9/10	9月分:10/10	10月分:11/11	11月分:12/10
12月分:1/10	1月分:2/10	2月分:3/10	3月分:4/10	4月分:5/12	5月分:6/10

eLTAX（エルタックス）のご案内

給与支払報告書等の申告や特別徴収税額の納入は便利な「地方税ポータルシステム（eLTAX）」をご利用ください

1. eLTAXとは

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告等の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。

2. 特別徴収関係でeLTAXが利用できる手続き

- 給与支払報告
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出
- 普通徴収から特別徴収への切替申請
- 退職所得に係る納入申告および特別徴収票または特別徴収税額納入内訳届出
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出
- 共通納税システムによる電子納入（詳細は次ページをご覧ください）

3. eLTAXを利用するメリット

- 申告書等を市役所に持参・郵送することなく、オフィスや自宅等からインターネットで申告ができます。
- 複数の地方公共団体に対する申告等を一度に行うことができます。
- eLTAX対応PCdesk（利用者ソフトウェア）を利用して申告書を簡単に作成することができます。
- eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成した申告データを利用できます。
- 共通納税システムを利用すれば金融機関等の窓口へ出向く必要がなく、納入事務の負担が軽減されます。

共通納税システムについて

共通納税システムとは、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、自宅やオフィスから地方税の納入手続きを電子的に行うことができるシステムです。

共通納税システムのメリット

- 複数の地方公共団体へ一括して電子的に納入することができ、納入事務の負担が軽減されます。
- 電子申告を行った申告情報や特徴税額通知データを共通納税システムに引き継いで納入することができます。
- 事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納入する「ダイレクト納付」ができます。
- クレジットカードを利用した納入ができます。
- 納税先の地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納入できます。
- 利用に関する手数料はかかりません。（クレジットカードを利用した納入の場合、別途システム利用料が発生します。）

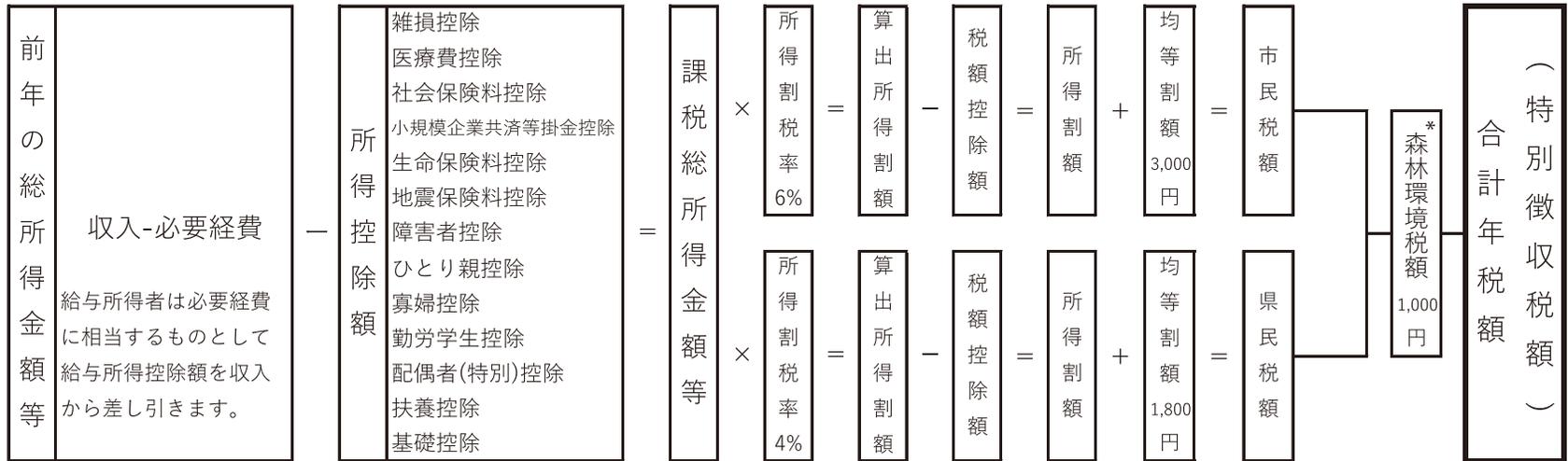
利用できる時間

- 平日に加えて、月末最終土曜日および日曜日の8時30分から24時まで利用いただけます。
（通常期の場合。繁忙期は曜日や時間帯が拡大されます。）

eLTAXおよび共通納税の詳細につきましては下記eLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

市民税・県民税・森林環境税の計算方法



*森林整備等に必要な地方財源を確保する目的として、令和6年度から市民税・県民税均等割と併せて国税である森林環境税(1人年額1000円)が徴収されます。

※県民税均等割のうち800円は緑の保全・再生のための「県民緑税」です。

「県民緑税」の実施期間は令和7年度まで延長されています。

特別徴収税額について

特別徴収を行う場合は、上記計算過程により求められた年税額を原則12分割したものを月割額としますが、その際、地方税法第20条の4の2、および第321条の5に基づき、以下の過程を踏んだうえで最終的な月割額を算出します。

- ①年税額が市民税・県民税の均等割額および森林環境税の合計である5,800円以下の場合、その全額を徴収開始月(※)に徴収することとします。
- ②月割額に100円未満の端数が生じた場合、その端数は徴収開始月(※)でまとめて徴収することとします。

※徴収開始月は原則6月です。ただし、年度の途中で税額の更正や徴収方法の変更が生じた場合は、その内容が税額に反映される一番最初の月を徴収開始月とします。

納税者に退職・転勤などの異動があった場合の届出について

特別徴収義務者は、特別徴収税額の通知を受けた納税者のうち、転勤・退職・死亡・休職・長欠・その他の理由により特別徴収義務がなくなった場合、15~16ページの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書(以下、「異動届出書」と表記します)」に必要事項(12~14ページの「異動届出書の書き方」を参照してください)を記入し、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに、下記の点に留意のうえ、関係市区町村へ提出してください。なお、eLTAXによる提出も可能です。

(1)納税者が転勤(退職後再就職する場合も含む)した場合

納税者が転勤し、新しい勤務先で特別徴収の継続ができる場合は、必ず新しい勤務先へ税額および月割額を連絡していただくとともに、異動届出書の「①特別徴収継続の場合」欄の各項目に必要事項を記入してください。

(2)納税者が退職(休職・長欠・その他の理由も含む)した場合

未徴収税額(退職等により、特別徴収できなくなった税額)を一括徴収できない場合は、普通徴収により直接納税者へ通知します(一括徴収制度については次ページをご覧ください)。

(3)外国人の方が退職し帰国(出国)する場合

本人から申し出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの市民税・県民税・森林環境税を一括して徴収することができます。

日本から出国するまでの間に市民税・県民税・森林環境税を収めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方(納税管理人)を定め、市に届け出る必要があります。

〔注〕 異動届出書の提出が遅れたり、提出されない場合は、特別徴収義務者と本市の台帳の間に相違が生じ、滞納として督促等の措置がとられ、事務遂行に多大の支障をきたし、特別徴収義務者および納税者にもご迷惑をおかけすることになりますので、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに必ず提出してください。また、解散・廃業等により給与の支払いをしなくなった場合も同様です。

一括徴収制度について

一括徴収制度とは、死亡による退職以外で退職した納税者のうち、次の(1)・(2)に該当する場合、その未徴収税額を給与または退職手当等から一度に徴収し、納入していただく制度です。

- (1)退職により特別徴収できなくなった事由がその年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間(今年度の場合、令和6年6月1日から同年12月31日までの間)に発生し、納税者から未徴収税額の一括徴収を希望する旨の申し出があり、翌年5月31日までの間に、その納税者に支払われる給与または退職手当等の額が未徴収税額を超える場合
- (2)退職により特別徴収できなくなった事由がその年度の初日の属する年の翌年の1月1日から4月30日までの間(今年度の場合、令和7年1月1日から同年4月30日までの間)に発生し、同年5月31日までの間にその納税者に支払われる給与または退職手当等の額が未徴収税額を超える場合

なお、(1)の場合、納税者の納付の便宜を図るためにできるだけ一括徴収の実施にご協力ください。
また、(2)の場合、納税者の申し出に基づくことなく、必ず一括徴収してください。

●**手続**

特別徴収義務者は、「異動届出書」を作成し、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに必ず関係市区町村へ提出してください。

なお、異動届出書の「一括徴収の場合」欄の各項目に必要事項を記入してください。

●**納入方法**

特別徴収義務者は、未徴収税額を異動届出書の「徴収予定額」欄に記入した額に基づき、給与または退職手当等から特別徴収し、徴収した月の翌月10日までに他の納税者に係る特別徴収税額とあわせて納入してください。

なお、納入書で納入していただく場合、この納税額は納入書の「給与分(一括徴収分を含む)」欄に記入してください。

異動届出書の書き方

記入例(1) 未徴収税額を他の事業所等で特別徴収する場合(※)

提出先の市区町村が発行した通知書に記載されている番号を記入してください。

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

整理番号

令和6年11月1日		所在地 〒 665-8665			担当者		特別徴収指定番号		
提出		宝塚市東洋町1-1			給与		800000		
宝塚市長あて		名称 株式会社 宝塚			氏名 塚山 あさか		宛名番号		
		法人番号または個人番号			電話 0797-××-××××		3		
給与所得者	フリガナ	タカラ タロウ	新	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法
	氏名	宝 太郎	姓	6 (年度)	6 月分から 10 月分まで	11 月分から 5 月分まで	6 年 10 月 31 日	① 転職・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	① 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)
	生年月日	平成1年1月1日生							
	個人番号								
住	1月1日現在	宝塚市御殿山1-1-1							
所	異動後	→ 大阪市北区梅田1-1			120,000 円	50,000 円	70,000 円		

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者	所在地 〒 665-0032 宝塚市東洋町1-2	特別徴収指定番号	担当者 氏名 山塚 花	新しい特別徴収義務者へは月割額 10,000 円を
(特別徴収義務者)	名称 宝 有限会社	900000	電話 0797-△△-△△△△	11 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入する
	法人番号			よう連絡済です。

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は	月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		円	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。			

新しい勤務先の情報を、聞き取りのうえで記入してください。ただし、指定番号が未採番の場合、「特別徴収指定番号」欄は空欄のまま構いません。

1月1日以降で給与所得者の住所に変更があった場合、変更後の住所を記入してください。

処理の誤りを防ぐため、下部の金額と、上部の対象期間(年度・月)とを両方記入してください。

届出が必要になる事由が発生した日(退職日等)を記入してください。

新しい勤務先に月割額と徴収開始月を連絡していたいただき、その内容を記入してください。

※新しい勤務先との連絡が取れない場合は通常の退職として、記入例(2)または(3)の内容で異動届出書を作成してください。

異動届出書の書き方

記入例(2) 退職等により、普通徴収に切り替える場合

提出先の市区町村が発行した通知書に記載されている番号を記入してください。

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

令和6年11月1日提出		所在地 〒 665-8665 宝塚市東洋町1-1			整理番号		担当者		特別徴収指定番号		
宝塚市長あて		名称 株式会社 宝塚			氏名 塚山 あさか		係		→ 800000		
		法人番号または個人番号			電話 0797-××-××××				宛名番号 → 3		
給与所得者	フリガナ	タカラ タロウ		新		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法
	氏名	宝太郎		姓		(6年度)	6月分から10月分まで	11月分から5月分まで	6年10月31日	1 転職・転籍 ②退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 ③普通徴収(本人が納付)
	生年月日	平成1年1月1日生				120,000 円	50,000 円	70,000 円			
	個人番号										
住	1月1日現在	宝塚市御殿山1-1-1									
所	異動後	→ 大阪市北区梅田1-1									

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入する よう連絡済です。
	名称	法人番号		

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は	月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。			
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。			

1月1日以降で給与所得者の住所に変更があった場合、変更後の住所を記入してください。

処理の誤りを防ぐため、下部の金額と、上部の対象期間(年度・月)とを両方記入してください。

届出が必要になる事由が発生した日(退職日等)を記入してください。事由が支払少額・不定期等の場合は、異動届出書の作成日を記入してください。

異動届出書の書き方

記入例(3) 退職し、未徴収税額を事業所で一括徴収する場合

提出先の市区町村が発行した通知書に記載されている番号を記入してください。

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

令和6年11月1日		所在地 〒 665-8665			整理番号					
提出		宝塚市東洋町1-1			担当者		特別徴収指定番号			
宝塚市長あて		株式会社 宝塚			給与係		→ 800000			
		名称			氏名		宛名番号			
		法人番号または個人番号			電話		→ 3			
		タカラ タロウ			0797-××-××××					
給与所得者	フリガナ	氏名	宝太郎	新姓	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法
	生年月日	平成1年1月1日生			(6年度)	6月分から10月分まで	11月分から5月分まで	6年10月31日	1 転職・転籍 ②退職 3 死亡 4 休職	1 特別徴収継続
	個人番号								5 長欠 6 その他	② 一括徴収
	住	1月1日現在	宝塚市御殿山1-1-1						a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	3 普通徴収(本人が納付)
	所	異動後	→ 大阪市北区梅田1-1		120,000 円	50,000 円	70,000 円			

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者	所在地	〒	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を
(特別徴収義務者)	名称		法人番号	担当者	電話	月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入するよう連絡済です。

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は	11 月分(翌月10日納期限)で納入します。
① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	70,000 円		
② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。			

一括徴収の場合は該当理由を記入してください。

1月1日以降で給与所得者の住所に変更があった場合、変更後の住所を記入してください。

処理の誤りを防ぐため、下部の金額と、上部の対象期間(年度・月)とを両方記入してください。

届出が必要になる事由が発生した日(退職日等)を記入してください。

一括徴収した金額を何月分として納入するかを記入してください。

市町村民税 給与支払報告 給与支払報告
道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号	
------	--

提出	年 月 日	所在地 〒				担当者		特別徴収指定番号
	宝塚市長あて	(特別徴収義務者) 給与支払者	名称				係	
法人番号または個人番号				氏名		宛名番号		
				電話				
給与所得者	フリガナ	新	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法
	氏名	姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)			
	生年月日	年 月 日 生	(年度)	月分から 月分まで	月分から 月分まで			
	個人番号							
住	1月1日 現在		円	円	円	年 月 日	1 転職・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)
所	異動後							

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者	所在地 〒	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入する よう連絡済です。
(特別徴収義務者)	名称	法人番号	担当者	電話	

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	円	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

- 注意事項等
- 1:本届出書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税を給与から引き去りしているまたは特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転職等)した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
 - 2:従業員等が1月1日から4月30日までの間に退職した際は、特別徴収継続の希望がなく、残税額の全額を給与または退職金から引き去り可能である場合に限り、残税額を一括徴収することが義務付けられています。ただし、死亡による退職の場合は、当該事由の発生日に関わらず、残税額の徴収を一括徴収ではなく普通徴収で行うこととします。

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号	
------	--

提出	年 月 日	所在地 〒	担当者		特別徴収指定番号			
	宝塚市長あて		係					
宝塚市長あて	フリガナ	新 姓	氏名	氏名	宛名番号			
			個人番号			電話		
給与所得者	フリガナ	年 月 日 生	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法
	氏名	年 月 日 生	(年度)	月分から 月分まで	月分から 月分まで			
	住所	1月1日 現在	円	円	円	年 月 日	1 転職・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)
	住所	異動後	円	円	円			

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入する よう連絡済です。
	名称	法人番号		

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	円	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

注意事項等

- 1:本届出書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税を給与から引き去りしているまたは特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転職等)した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2:従業員等が1月1日から4月30日までの間に退職した際は、特別徴収継続の希望がなく、残税額の全額を給与または退職金から引き去り可能である場合に限り、残税額を一括徴収することが義務付けられています。ただし、死亡による退職の場合は、当該事由の発生日に関わらず、残税額の徴収を一括徴収ではなく普通徴収で行うこととします。

キ
リ
ト
リ
線

特別徴収義務者の所在地・名称等 変更届出書

宝塚市長あて

年 月 日 提出

		特別徴収義務者 指 定 番 号	
(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地	〒	
	名 称		
	法人番号		
担当者 連絡先	所属・氏名		
	電話番号		
変 更 年 月 日		年 月 日	
		変 更 理 由	<p>● 名称変更理由</p> <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 新法人の設立 <input type="checkbox"/> 合併による変更★ <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化★
		該 当 事 項 に ☑ し て く だ さ い。	<p>● 所在地変更理由</p> <input type="checkbox"/> 事務所の所在地移転 <input type="checkbox"/> 合併による変更★ <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化★ <input type="checkbox"/> 送付先の変更 <p>● その他</p>
			<p>→★合併、特別徴収事務の一本化の場合、今後の指定番号の取扱いは、</p> <input type="checkbox"/> ① 従来の指定番号をそのまま使用する <input type="checkbox"/> ② 指定番号 () へと統合する <input type="checkbox"/> ③ 新たな指定番号を取得する <u>②、③に該当の場合は、別途異動届出書が必要です</u>

***変更事項のみ記入願います**

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
フリガナ		
送 付 先 <small>(所在地以外への送付希望の場合のみご記入ください)</small>	〒	〒
フリガナ		
名 称		
法 人 番 号	X	X
電 話		

ご注意 所在地(送付先)・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。

この届出書を提出されましても、法人市民税等に係る異動届出書を提出したことにはなりませんので、ご注意ください。

キ
リ
ト
リ
線

年度分 普通徴収から特別徴収への切替依頼書

宝塚市長あて	所在地 〒	担当者	所属	
			氏名	
年 月 日	名称		電話	
	法人番号	特別徴収指定番号		

宝塚市での特別徴収が初めての
場合は空白のまま提出してください。

給与所得者(納税義務者)	フリガナ		年税額	円(通知書番号)
	氏名		納付済額	円(第 期分まで)
	1月1日現在の住所	〒	特別徴収への 切替希望月	該当年度の <input type="text"/> 月分(翌月10日納期限)から特別徴収する。 ※税額通知の発送は、各月15日までに届いた分はその月の月末頃・16日以降に届いた分はその翌月の月末頃とします。 (例) 7月15日到着分→7月末に通知発送 7月16日到着分→8月末に通知発送
	生年月日			
	異動 就職 年月日			
	備考			

- ご注意等
- ・公的年金からの特別徴収となっている税額は、給与からの特別徴収に切り替えることができません。
 - ・納付誤りを防ぐため、普通徴収の納付状況を確認のうえ、提出してください。
 - ・税額の事前連絡が必要な場合は以下の括弧内に記入をお願いします。
 なお、処理には数日を要するため、余裕をもってご提出ください。

(月 日 までに税額通知が届かない場合、事前に電話連絡を希望します)

住所誤報届

宝塚市長様

年 月 日提出

下記の者について、給与支払報告書の住所を誤って報告しておりましたので、訂正の報告をします。

課税対象年度	年度(年中所得分)
指定番号		
宛名番号		
氏名		
生年月日		
誤りの住所	宝塚市	
正しい住所		

報告者名称	
報告者所在地	

退職所得に対する特別徴収について

退職所得に対する個人の市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払われる際には支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市区町村に納入していただくこととされております。

納入については、退職手当等の支払を受ける人のその支払を受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日現在における住所の所在する市区町村へ、徴収した月の翌月10日までに行ってください(取扱金融機関については2ページの「4.納入書による納入場所」をご参照ください)。

その際、納入書の「退職所得分」欄への税額の記入と、裏面の「市民税・県民税納入申告書(退職所得に係る分離課税)」欄への必要事項の記入をお願いします。詳しくは21ページの記入例をご参照ください。

ただし、支払者が個人事業主である場合は、裏面に記入せず納入し、22ページの「市民税・県民税納入申告書(退職所得に係る分離課税)」に個人番号を含めた必要事項を記入し、金融機関を経由せず別途提出してください。

提出先:〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所 市税収納課

計算方法

退職所得 $\{(収入金額 - *退職所得控除額) \times 1/2\} \times 税率(市民税6\% \cdot 県民税4\%) = 税額$

※退職所得は1,000円未満の端数を、税額は市・県民税それぞれで100円未満の端数を切り捨てます。

*退職所得控除額の計算は、勤続年数(1年未満の端数は1年に切り上げ)に応じて下記の計算式で算出します。

●勤続年数20年以下:40万円 \times 勤続年数=退職所得控除額(80万未満の場合は80万円とする)

●勤続年数20年超 :80万円+70万円 \times (勤続年数-20年)=退職所得控除額

※障害者になったことが直接の原因で退職された場合は、退職所得控除額に100万円が加算されます。

退職所得課税の見直し

現在までに、以下の改正が行われています。

- ①退職所得にかかる所得割額から10%を控除する減税措置の廃止
- ②勤続年数が5年以下の会社役員等の退職手当等について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置の廃止
- ③勤続年数が5年以下の会社役員等以外の退職手当等について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については2分の1とする措置の廃止

〈表面〉

記入例

兵庫県 宝塚市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書	
市区町村コード		口座番号		加入者名	
2 8 2 1 4 6		01170-0-960044番		宝塚市会計管理者	
年 月 分		指定番号		納入金額(1) 円	
× × 0 6		0 0 1 2 3 4 5 6			
納期		年 月 日		額	
取りまとめ局		大阪貯金事務センター (〒539-8794)		(2) 合計額	
領収日付印		住所 又は 所在地 宝塚市△△町◇◇-◇		氏名 又は 名称 株式会社 ○○○○	
		(特別徴収義務者) 〒 665-□□□□		様納	

上記のとおり通知します。(受付店→宝塚市指定金融機関(取りまとめ店)→宝塚市) (宝塚市保管)

「退職所得分」欄に記入のうえ、給与分等も含めた
総納入額を「合計額」欄に記入してください。

- ¥記号を記入しないでください。
- 数字は所定の枠からはみ出さないように注意してください。
- 黒のボールペンで記入してください。

〈裏面〉

記入例

市民税 県民税		納入申告書		(退職所得に係る 分離課税分)							
宝塚市長殿											
××年 7月 10日 提出		××年 6月分		人員 1人							
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					9	0	0	0	0	0	0
特別徴	市民税				3	0	0	0	0	0	0
収税額	県民税				2	0	0	0	0	0	0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											
(特別徴収義務者)								(受付印)			
住所又は 〒 665-□□□□											
所在地 宝塚市△△町◇◇-◇											
氏名又は 名称 株式会社 ○○○○											
法人番号	1	1	1	1	1	1	1	×	×	×	×
(通信欄)											

指定番号の有無等に関わらず、所在地・
名称・法人番号を記入してください。

退職手当等の支払額と、そこから特別徴収した
市民税額・県民税額を記入してください。

支払者が個人事業主である場合はこちらの様式を使用してください

<宝塚市提出用>

市 民 税		納 入 申 告 書 (退職所得に係る分離課税)											
宝塚市長 様													
年 月 分		年		月		日		提出					
退 職 手 当 等 支 払 金 額		十 億		千		百		十 万		千 百		十 円	
特別 徴収 税額		市民税		市民税		市民税		市民税		市民税		市民税	
特別徴収義務者		住所 (居所) または所在地		住所 (居所) または所在地		住所 (居所) または所在地		住所 (居所) または所在地		住所 (居所) または所在地		住所 (居所) または所在地	
氏 名 または名称		氏 名 または名称		氏 名 または名称		氏 名 または名称		氏 名 または名称		氏 名 または名称		氏 名 または名称	
個人番号		個人番号		個人番号		個人番号		個人番号		個人番号		個人番号	
<p>地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。</p>													

<送付先>

〒665-8665

兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市役所 市税収納課

TEL:0797-77-2052(直通)

年度 市民税・県民税・森林環境税特別徴収の納期の特例に関する承認申請書

年 月 日

(あて先)宝塚市長

所在地

(フリガナ)

名称

(フリガナ)

代表者

電話番号

指定番号 No.

新規

法人番号

新規の場合は○をつけてください↑

(個人番号は記載不要)

地方税法第321条の5の2第1項の規定により申請いたします。

④ 特例の適用を受けようとする税額

令和 年 月 分(月 日納期限分)以降の特別徴収税額

(23)

⑤ 最近6ヶ月間の給与支払状況

支払月	給与所得者		臨時雇用者	
	人員	合計支払金額	人員	合計支払金額
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円

⑥ 滞納または納付遅延がある場合(※)、それがやむを得ない理由であるときはその理由

対象の税		滞納または納付遅延が生じた理由
対象年度	種別	
年度	税	

⑦ 過去一ヶ年に当特例の承認の取消しを受けた場合(※)、その通知を受けた日

年	月	日
---	---	---

※⑥～⑦に該当しない場合は、空欄のままご提出してください。

指 定 通 知 書

年 月 日

郵便局(店)長殿

兵庫県宝塚市長
(公印省略)

貴局(店)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、当市の市民税・県民税(特別徴収税額)取扱局(店)に指定しましたので、通知いたします。

(24)

記

1. 承認番号 貯業二第455号
2. 口座番号 01170-0-960044
3. 加入者の名称 兵庫県宝塚市会計管理者
4. 取りまとめ局 大阪貯金事務センター
(郵便番号539-8794)
5. 納入手数料 加入者(市役所)負担とします。

